

### 「第3回創業応援セミナー in座間」

担当 商工観光課 ☎046(252)7604  
FAX046(252)3550

「成功する事業の考え方」をテーマにした講義や実際に創業した方の体験談をお伝えします。

○申し込み方法 電話、ファクスまたは電子メールで問い合わせ先へ

○とき 7月26日(水) 午後6時30分～8時30分

○ところ 市役所5階5-1会議室

○対象 創業予定の方、創業後5年未満の経営者

○講師 尾又中小企業診断士事務所代表 尾又啓介さん

○参加費 無料

### 平成29年度座間市技能功労者等表彰対象者の推薦

担当 商工観光課 ☎046(252)7604  
FAX046(252)3550

市では、市内の商・工業の発展を目的に、市内の事業所に勤務する優良な技能者・従業員を表彰しています。次の項目に該当する方を推薦してください(各表彰項目につき1事業所一人まで)。

◆技能功労者  
●技能職として同一職業に3年以上従事した55歳以上の方

◆優良技能者  
●技能職として同一職業に10年以上従事している方

◆優良従業員  
●市内事業所に勤務する従業員で勤続年数が10年以上の方

●人物、実績が優秀で他の模範となり、推薦者が表彰に値すると認める方(家族従業員を除く)

○表彰の基準日 9月1日

○応募方法 市役所4階商工観光課、各出張所、市商工会(座間2-288-7-2)で配布する「技能功労者等推薦調査書(市ホームページからダウンロード可)」に事業主および団体の長が必要事項を記入の上、8月1日(火)31日(木)に〒252-8566市役所商工観光課宛てに郵送または直接担当へ

市では、消防団員の士気高揚と操法技術の向上などを目的に、第16回座間市消防団消防操法大会を開催します。

### 市消防団消防操法大会

担当 消防総務課 ☎046(252)2412  
FAX046(252)2215

地域を守る消防団の活躍をぜひご覧ください。

○とき 7月30日(日) 午前8時～正午(荒天時は8月6日(日)に順延)

○ところ 入谷小学校校庭



大会の様子

### 助成金申請書・企画書の書き方講座

担当 市民協働課 ☎046(252)7966  
FAX046(252)3550

市相互提案型協働事業の応募などを考えている団体向けの講座です。

○とき 7月23日(日) 午前10時～午後0時30分

○ところ ミュニティプラザ1階

○定員 20人(申込順)

○参加費 無料

○申し込み方法 7月19日(水)までに電話またはファクスで問い合わせ先へ

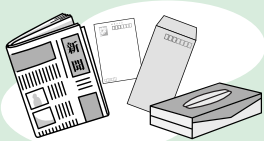
○問い合わせ先 座間市民活動サポートセンター ☎046(255)0201

○減額期間 一般住宅は新築後5年度分▽3階建て以上の中高層耐火・準耐火建物は新築後7年度分

## 資源物(紙)の正しい出し方

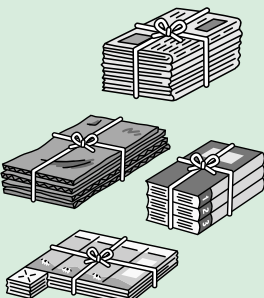
### ◆資源物(紙)として出せるもの

新聞紙・チラシ類、雑誌、古本、段ボール、菓子・ティッシュ箱などのボール紙、牛乳パック類、ミックスペーパー(はがき、封筒、コピー用紙、ポスター、シュレッダーのごみなど)



### ◆排出方法

- 紙の種類ごとにひもで十文字に縛る
- 雨天時も収集を行います。荒天時は次の収集日に出す
- シュレッダーなどで細くなった紙ごみはビニール袋に入れて出す
- レシート、写真、アルミ箔が添付されたパック、靴・鞆の詰め物(緩衝材)などは、燃えるごみの日に出す



※収集は紙の種類ごとに行っています。一部残っているように見えても別の車が収集に参りますので、しばらくお待ちください。

### ◆再利用

資源物として収集した紙類は、下表のように再利用しています。

収 集	再 利 用
段ボール	段ボール
新聞紙、チラシ	新聞紙、OA用紙
雑誌、菓子箱など	雑誌、絵本、アルバム、洗剤・菓子箱など
牛乳パック	キッチンペーパーなど

## 「資源物とごみの分別収集カレンダー」を配布

市では、「資源物とごみの分別収集カレンダー」を9月末までに市内全世帯に戸別配布する予定です。10月になっても配布されない場合は、担当へご連絡ください。

担当 資源対策課 ☎046(252)7659 FAX046(252)7616

## 長期優良住宅に対する固定資産税の減額

担当 固定資産税課 ☎046(252)8047  
FAX046(252)3550

次の要件を満たす住宅の固定資産税(家屋)を減額します。長期優良住宅の減額措置は、新築住宅の減額措置に代えて適用します。

○住宅要件 県の認定を受けて平成21年6月4日～平成30年3月31日に新築した住宅

○減額 居住部分120平方メートル以下は固定資産税の2分の1▽居住部分が120平方メートルを超過する部分は減額不可

○減額期間 一般住宅は新築後5年度分▽3階建て以上の中高層耐火・準耐火建物に新築後7年度分

○申請方法 新築した年の翌年の1月31日までに、必要事項を記入した申告書と県の長期優良住宅認定を証する認定通知書(写し)を直接担当へ

○床面積要件 ▽専用住宅 50平方メートル以上(一

住部分が120平方メー